

第3章 競技会

13 競技参加者

- 13-1 MFJの公認または承認する競技会に参加することのできる者は、次のとおりとする。
- 13-1-1 ライダー
- 13-1-1-1 当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイライセンスを受け、スポーツ安全保険の適用期間内で参加申請した者（ライセンス効力の停止中の者を除く）で当該競技に必要な年齢・身体的条件を備えていること。
- 13-1-1-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-1-3 満18歳未満の者で、親権者による競技会参加承諾書・印鑑登録証明書（ライセンス申請時必須書類）を提出した者。
- ※提出義務対象者はクラスを問わずロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト競技ライセンス申請者とする。
- 13-1-2 ピットクルー
- 13-1-2-1 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを受けてスポーツ安全保険の適用期間内でピットクルーとして参加申請をした者。
- 13-1-2-2 当該競技の参加に必要な諸手続きを行なっている者。
- 13-1-3 エントラント
- 13-1-3-1 **エントラントとは、競技参加申請を行った、以下のいずれかの資格を持つ個人または団体をいう。**
- 13-1-3-2 MFJ会員ライセンス所持者
- 13-1-3-3 MFJ公認クラブ（付則28MFJ公認クラブ等の名称に関する規定参照）
- 13-1-3-4 MFJメーカーライセンスを所有している車両メーカー
- 13-1-3-5 MFJ賛助会員ライセンスを所有しているコンストラクター、部品関連メーカー
- 13-1-4 **エントラント資格を有し、エントリー用紙やWEBエントリーにて参加申請をすることにより、MFJ国内競技規則に定められている抗議者の資格が得られる。**
- 13-1-4-1 **全日本ロードレース選手権は、別に定めるエントラントライセンス取得者にのみ資格が与えられる。**
- 13-2 主催者および競技役員は、競技会当日随時ライセンスの提示を求めることにより、ライダーおよびピットクルーの資格要件を確かめることができ、本規則に違反している者がいた場合、その者に対しては、所定の罰則が適用される。

14 競技参加者の適合性

- 14-1 ライダーは常にマシンを安全にコントロールでき、かつ各ポストからの指示（フラッグおよびボード）を確認し的確に判断できる健康状態でなければならない。安全にマシンをコントロールできない状態、または的確な判断や確認ができない健康状態であると大会審査委員会から判断された場合は、本人または他のライダーに危険を及ぼすことを理由に、当該レース（ウィーク）の出走は認められない。対象ライダー（またはチーム監督）には、当該大会の事務局（内容は担当メディカルドクターから指示）から次大会出場のための処方指示を記載した通告書が渡される。対象ライダーおよびチーム監督は、対象ライダーが出場する次大会まで（次大会受付時）に、通告書に従った処置（必要により診断書の提出）を行わなければならない。

- 14-2 競技中受傷した場合、走行復帰に際しては大会ドクターまたは大会ドクター不在の場合は大会審査委員会の許可を得なければ出走できない。
- 14-3 競技中の転倒等により意識を失った場合、また意識があっても脳震盪と認められる場合、当該大会での出走は認められない（各種目規則参照）。
- 14-4 熱中症の症状が認められる場合、出走は認められない。
- 14-5 競技参加前に負傷している場合（以前の大会での負傷が完治していない）、主治医または大会ドクターのチェックを受け、大会審査委員会より出走の許可を得なければならない。

15 競技参加者の遵守事項

- 15-1 競技参加者は、次の事項を守らなければならない。
- 15-1-1 競技会の会場においては、**誰に対しても**モーターサイクルスポーツのイメージを損なわないよう、言動や服装に配慮しなければならない。
- 15-1-1-1 常にスポーツマンとしての態度を保ち、下品な言葉や行動は厳に慎まなければならない。
- 15-1-1-2 差別的な発言や他者を貶めるような発言は慎まなければならない。
- 15-1-1-3 人種や性差別等、不適切なメッセージや表現の書かれた衣服を着用しない。
- 15-1-1-4 刺青（タトゥー）を露出することは慎まなければならない。
- 15-1-2 MFJ国内競技規則および、当該大会の特別規則、公式通知を熟知しその定めに従わなければならない。
- 15-1-3 競技会中は、MFJ国内競技規則ならびにその他諸規則に従って行動し、すべての行動に対して責任を持たなければならない。
- 15-1-4 MFJ国内競技規則および競技管理上のあらゆる規定および競技役員の指示に従い、かつレース場以外では一般公道の交通規則を遵守しなければならない。
- 15-1-5 競技に関する業務についている者およびライダーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 15-1-6 別途定める付則2 MFJアンチ・ドーピング規則を遵守すること。
- 15-1-7 競技会中は、有効なライセンスを携帯していなければならない。
- 15-1-8 競技会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加を含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。
この通知を怠るか、または欠場の理由が正当でない場合、主催者は速やかに大会審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-1-9 競技期間中にけがをした場合は、程度にかかわらず必ず医務室を受診するか、**競技期間中に**大会事務局に通達し、負傷の記録を残さなければならない。負傷者名簿に氏名がない場合、保険金の請求はできない。
- 15-1-10 ライダーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、または、そのような働きかけをした場合、主催者は速やかに国内規律裁定委員会・MFJ中央審査委員会に報告し、ペナルティーを求めることができる。
- 15-2 特にライダーは、上記のほか次の事項を守らなければならない。
- 15-2-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 15-2-2 競技中（公式練習も含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 15-2-2-1 競技中（公式練習も含む）、他の選手に対して言葉やジェスチャーによる威嚇行動も妨害と見なし、このような言動をとった場合、罰則の対象とされる。
- 15-2-3 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- 15-2-4 特に規定されていない限り、他の者の援助を一切受けてはならない。
- 15-2-5 競技中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 15-2-6 ライダーは、コース（ランオフエリアを含む）にいる間は、MFJ公認ヘルメットを装着しなければならない。

15-2-7

競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し大会ドクターもしくは指定医師による診断を受けさせ、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

16

ライダーの装備（MFJ公認ヘルメットおよびレーシングスーツ）

ライダーの装備は、次のとおりとする。

- 16-1
- ヘルメット
- 16-1-1
- 競技に使用するヘルメットはMFJ公認ヘルメットでなければならない。
- 16-1-2
- MFJの公認ヘルメットには、MFJ公認マークが貼付されている。
※MFJ公認マーク〈2022規格〉



推奨 ヘルメットは、使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しないことを推奨する。

予告事項：旧規格「使用期限 2026年12月31日」のヘルメットは2027年から使用できなくなります。
※公認マーク規格および使用期限については、巻末ページを確認ください。

- 16-1-3
- MFJが公認するヘルメットは、各競技種目別細則により定める。
- 16-1-4
- 競技会の車両検査の際、ヘルメット検査が行われ、MFJが公認したものであっても、損傷しているなど著しくその機能を失っていると認められるものは、ライダーの安全上その使用が禁止される。
- 16-1-5
- MFJ公認競技会および国際格式競技会にFIMライセンスで参加する選手のヘルメットは、以下のいずれかの安全基準を満たすヘルメットの使用が許可される。**

対 象	規格 (いずれかの規格を満たすもの)
FIMライセンス所持者	MFJ公認規格、FIM規格 (FRHPhe-01/02)、ECE22.05/06、SNELL M2015/M2020、DOT

- 16-2
- 服装
- 16-2-1
- MFJが公認したレーシングスーツには、MFJ公認マークが貼付されている。
※MFJレーシングスーツ公認マーク〈2022規格〉



予告事項：旧規格「使用期限 2026年12月31日」のレーシングスーツは2027年から使用できなくなります。
※公認マーク規格および使用期限については、巻末ページを確認ください。

- 16-2-2
- ライダーの服装は、競技中ライダーの身体を安全を確保し、運転を妨げないものでなくてはならない。
- 16-2-3
- その他細部については、各競技種目別細則により定める。
- 16-3
- 装備の公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

17

出場車両

- 17-1
- 競技に出場する車両のクラス区分等は、各競技種目別細則の定めるところによる。
- 17-2
- 車両は細則に示す「出場車両」と「基本仕様・種目別仕様」に合致し、かつ大会特別規則の条件を満たし、

安全上完全に整備されているものでなければならない。

- 17-3 大会審査委員会により危険であると判断された車両は、理由のいかんを問わず競技に使用することはできない。
- 17-4 本規則に基づき改造・変更を行なう場合、その対象の選定・保守・管理は自己の責任において行なうものとする。
- 17-5 製造メーカー側の車両欠陥に関する紛争についての立証の責任は、参加者側にあるものとする。

18 燃料およびオイル

- 18-1 競技に使用する燃料・オイル等については別に定めるMFJ技術規則による。
- 18-2 その他燃料については、次のとおりとする。
- 18-2-1 ガソリンおよびオイルは、オクタン価や燃焼効率を高めるような添加剤、あるいは起爆剤を加えてはならない。
- 18-2-2 ガソリンにオイルを混合する必要がある場合、安全を確認して作業しなければならない。
- 18-2-3 ガソリンおよびオイルを保管する容器とその取扱いは、消防法に適合していること。
- 18-3 世界選手権に関してはFIM規則が適用される。

19 競技出場申し込み

- 19-1 競技会への出場の申込みは、次のとおりとする。
- 19-1-1 主催者が準備した用紙の記載事項のすべてを記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない（エントリー時に当該ライセンスを取得していること）。
- 19-1-2 車両の登録はエントリー用紙に下記事項を記入すること。
(a) 銘柄 (b) 車名 (c) 年式 (d) フレーム打刻型式頭番号 (e) エンジン打刻型式頭番号
参加受理書発送後（※モトクロスは車両検査終了後）、記入事項に変更がある場合は、選手受付時に車両変更手続きを行わなければならない（車両変更手数料が必要）。
- 19-1-3 主催者は、エントラント、ライダーおよびピットクルーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申込みを拒否、または無効とする権限を有する。
- 19-1-4 申込み期間、申込み場所、その他の詳細については、当該競技主催者の定める大会特別規則に示される。
- 19-2 競技出走者数または出場申込者数の定員は、大会特別規則に示される。
なお、出場申込者数が10名に満たない場合は、当該クラスを中止する場合がある。

20 出場料

- 20-1 エントラントまたはライダーは、出場申込み時に、大会特別規則に明示される出場料を支払わなければならない。
- 20-2 いったん主催者に受理された出場料は、**30 競技会の延期および中止等**に合致する以外は払い戻しされない。

21 ライダーおよび車両の変更

- 21-1 エントリーされたライダーの変更は認められない。
- 21-2 登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要がある場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行ない、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更手数料は**5,500円（税込）**とする。
- 21-2-1 公式予選終了後、安全上の理由により、フレームおよびエンジンなどを交換する必要がある場合は、競技監督に申告し、元の部品を提示して、許可を受けなければならない。

- 21-2-2 公式車検終了後ライダー間でマシンを交換することは禁止される。
- 21-2-3 ロードレースの車両の変更については、付則4 ロードレース競技規則 **12** 出場車両ならびにマーキング部品の変更が適用される。

22 車両検査

- 22-1 競技車両は、本規則および各競技種目別細則の定めるところにより、車両検査を受けなければならない。車両検査の時刻、および場所は公式通知により示される。
- 22-2 車両は、競技直前に車両検査を受けたままの状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない（スタート前チェック）。チェックの時刻およびチェックの場所は、公式通知により示される。
- 22-3 ライダーが車両仕様申告を行なう場合は、車両検査時に大会事務局より配布された車両仕様書をもって申告しなければならない。
- 22-4 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

23 競 技

- 23-1 出場者数が多い場合は、予選によって決勝競技出場者を決定することがある。その詳細については、各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 23-2 スタートの方法は各競技種目別細則および大会特別規則の定めるところによる。
- 23-3 競技中競技役員が公式シグナル（合図旗）を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
- 23-4 公式シグナル（合図旗）とその意味については、各競技種目別細則による。
- 23-5 停止
- 23-5-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 23-5-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員の指示による場合はこの限りではない。
- 23-5-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤ（中途退場）する場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 23-5-4 ライダーは、停止車両をその競技が終了するまで、競技役員の管理下におかななければならない。ただし、その競技に支障のない地点まで、車両を移動させることを競技役員（コース審判）から指示された場合には、これに従わなければならない。
- 23-6 ゴールライン通過の際、ライダーは、マシンと離れた状態にあってはならない。
- 23-7 競技の終了
- 競技の終了は、チェッカー旗によりトップ走者がゴールしたのち、各競技種目別細則および大会特別規則に示す時間を経過した時点または行為により示される。

24 優勝者等の決定

優勝者、順位および完走者の定義については、各競技種目別細則の定めるところによる。

25 賞 典

賞典の対象者は、原則として6位までとし、その詳細は大会特別規則に示される。

賞は主催者（大会事務局）から付与されるが、その時間等詳細は大会特別規則または、公式通知により示される。

26 レース後の車両検査

- 26-1 競技終了後、原則として1位から6位までの車両は、車両保管区域に暫定結果発表後原則的に30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 26-1-1 モトクロス、スーパーモトの車両保管時間は20分間とする。
※付則15 モトクロス競技規則 29 レース後の車両検査、付則16 全日本モトクロス選手権大会特別規則 23 レース後の車両検査参照
付則25 スーパーモト競技規則 34 レース終了後の車両保管と再検査参照
- 26-2 その他、各競技種目別細則ならびに大会特別規則による。

27 競技結果および記録の公表

- 27-1 競技終了後、暫定結果の公表を行なう。
- 27-2 競技の正式結果は、暫定結果発表後公表される。
- 27-3 参加者は、公表された競技の正式結果に対して抗議することはできない。

28 競技結果の不可逆性

競技役員は、その職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の誤認/誤審により不利益を被った場合においても、進行中のレースを中断し再レースすることはできない。

また、再現性がないことから競技結果を変更することはできない。競技運営の過失に対しては大会審査委員会より運営側に罰則が与えられる。

29 公式得点（ポイント）

公認競技会における成績により、公式に与えられる得点（ポイント）は、付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則 4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）のとおりとする。

30 競技会の延期および中止等

- 30-1 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたすおそれがある等、特別の理由がある場合にかぎり、その一部を打ち切りまたは中止することができる。
- 30-2 前項の判断決定は、大会審査委員会が行なう。
- 30-3 すべての関係者は、大会審査委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは中止の裁定に従わなければならない。
- 30-4 原則として中止されたレースの再レースは行なわれない。
- 30-5 レースの短縮および打ち切り
※下記の2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。
- 30-5-1 決勝レース出走前の短縮
- 30-5-1-1 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする（ただし、モトクロスの場合+1周は考慮しない）。
- 30-5-1-2 2/3以上に短縮し参加者に発表した後にさらに状況が悪化した場合、さらにその2/3以上まで短縮することができる。
- 30-5-1-3 上記を上回る短縮の場合は選手の得点（ポイント）は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）とする。
- 30-5-1-4 上記の短縮の決定は大会審査委員会が行ない、参加者にこの事項が速やかに通知されなければならない。
- 30-5-2 決勝レース出走後の短縮・打ち切り
- 30-5-2-1 トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が定められた周回数、時間、セクション数の2/3

を完走しないうちにレースを打ち切った場合（モトクロスの場合+1周は考慮しない）。

- (a) ロードレース：
 - ・走行が2周以下＝中止・ノーポイント（予選を行なった場合は、予選結果にて1/2〈小数点以下2桁は四捨五入〉のポイントを与える）
 - ・走行が3周以上＝再スタートが不可能な場合は2/3（小数点以下2桁は四捨五入）のポイントでレース完了とする。
- (b) モトクロス：
 - ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3未満でレース中断の場合：再スタートが不可能な場合は、ノーポイント。
 - ・トップ走者が定められた時間（+1周は考慮しない）または周回数の1/3以上2/3未満でレース中断の場合：レースは成立とし、ポイントは通常の1/2ポイントが与えられる。
 - ※再スタートの場合のスタート方法は、付則15 モトクロス競技規則 26 赤旗の提示と再スタートの方法参照
- (c) トライアル：
 - ・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%未満のクラス＝中止・ノーポイント
 - ・選手の95%以上が終了したセクション数が、全セクションの25%以上のクラス＝半分のポイント
- (d) その他：

大会特別規則による

- 30-6
トップ走者（トライアルの場合は、選手の95%以上）が決められた周回数（または時間）の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、大会審査委員会は、その競技の判定結果にその理由を付して発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。
- 30-7
※2/3またはパーセント表示で端数が出る場合、小数点以下は切り捨てる。
- 30-7
競技の中止と出場料等の返却は、下表のとおりとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

事 例	出 場 料
予選が1回も行なわれず中止	選手受付した全員に返却
予選は行なわれ、決勝グリッド発表後中止	決勝進出者のみ返却
決勝スタートが行なわれたのち中止	返却しない

※事務手数料（振り込み料含む）を差し引いて返却される。

- 30-8
大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。

31

損害に対する責任

- 31-1
競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない（車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間中に生じたものを除く）。
大会主催者は、車両を保管している期間中に、これらの車両がなんらかの理由によって破損した場合には、1台あたり **110,000円（税込）** を最高限度額として、その所有者に補償する。
- 31-2
競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。
- 31-3
競技役員は、その職務に最善を尽くすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員は一切の責任を負わない。

32

ライダーの健康に関するガイドライン

- 32-1
疾病および傷害からの競技復帰に関して
 - ・疾病および傷害から復帰するに際しては医療機関（会場のメディカルセンター含む）にて担当医師に

レース復帰について確認をとること。

- ・次大会の競技前にメディカルチェックを受ける、または医師の診断書の持参を要求する場合がある。

32-2

脳震盪について

脳震盪は頭部への直接または間接的な衝撃によって起こる脳機能障害であり、特に短期間に二度の脳震盪を起こすことは非常に重大な障害をもたらす恐れがある。また、症状を抱えたまま走行することは他のライダーに危険を及ぼす恐れがあることから、脳震盪が疑われる場合、医療機関で受診しなければならない。

32-3

熱中症について

- ・熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称。
- ・スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものであるものの、予防に関する知識が十分に普及していないこともあり、熱中症による重大事故が発生した例もあり、とくにこの数年、猛暑の夏が続く熱中症の危険性も高くなっていることから特に注意すること。
- ・予防の例としてはレース前にスポーツドリンク（0.1%～0.2%の塩分が含まれたもの）を250ml～500ml補給する。詳しくは日本スポーツ協会のホームページ(<https://www.japan-sports.or.jp/>)を参照。

32-4

メディカルパスポート

ライダーおよびチームは競技参加ライダーの健康管理状態を把握するためのメディカルパスポートの記入および管理を行ない、メディカルドクターにいつでも提出できるように、常に携帯しなければならない。メディカルパスポートは、参加受付またはライダーズブリーフィング時のどちらかで、大会事務局による携帯（記入済み）の確認（メディカルパスポートの提示）が行なわれ、携帯が確認できないライダーについては、競技への参加が拒否される場合がある。

※メディカルパスポートの原紙はMFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp/>]よりダウンロードして使用。

33 大会審査委員会の権限

大会審査委員会は、本規則ならびにその細則に基づき、当該競技会において最終的な権限を行使することができる。

34 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日から施行する。